

江戸幕府「老中奉書」の発給形態とその変遷 —毛利氏宛「老中奉書」による分析—

佐藤孝之

はじめに

本稿は、江戸幕府の老中が発給した文書、就中、老中奉書の発給形態の変化を分析することを課題とする。これまで老中奉書をめぐっては、夙に一九六九年に鎌田永吉氏による問題提起⁽¹⁾があり、その後一九八六年の高木昭作氏による提言⁽²⁾へて、ようやく本格的な分析が試みられるようになり、一九八九年刊行の『概説古文書学（近世編）』では、笠谷和比古氏によつて老中奉書の概括的な検討がなされている。

笠谷氏は、老中奉書を①本来の老中奉書、②老中返札、③その他の奉書（切紙奉書・無判奉書）に分類し、それぞれ事例をあげて検討されてゐるが、これには類型化の基準に、体裁・文言・内容が混在しているとの批判もあり、後述する豎紙奉書について触れていないなどの問題点もある。また、それぞれの類型の成立・変遷等についても、必ずしも明確にされてゐるわけではない。

一方、土佐藩主山内氏宛の老中奉書を整理された大野充彦氏は、その目録の解説において⁽³⁾、文書の形態により①折紙奉書、②豎紙奉書、③無判奉書、④切紙奉書の四類型に分け、これを基準にそれぞれの時代的変遷や用途について、連署・単署、奉書・返札の別にも留意しながら述べている。そして、萩根藩主井伊氏宛の老中奉書について鶴田啓氏は、天

明年間に限られた分析ではあるが、大野氏による類型は井伊氏宛老中奉書の場合にも概ね妥当するとされている。⁽⁶⁾

また、山本博文氏は、熊本藩主細川氏を事例として、家光政権期の老中（年寄）単署奉書および書状に注目し、老中（年寄）書状をも公的な性格を有する文書として位置付けるとともに、老中発給文書の名称付与を試みられている。それは、対象とした年代が寛永期を中心とするため、切紙奉書や無判奉書までを含み込んだものではないが、料紙の形態から折紙・豎紙に分け、これを連署・単署に区分し、さらにそれぞれを奉書・返札・書状に分類し、それぞれに応じた名称を提示している。

こうして、老中奉書の基本的な種別・形態はほぼ明らかとなり、その相互関係についても重要な指摘がなされている。しかし、それぞれの形態の成立・変遷過程等については、なお事例の蓄積が必要な段階でもあろう。そこで本稿では、萩藩主毛利氏歴代宛の老中奉書を取り上げて、発給形態（料紙・署名・用途など）について数量的に処理し、その変遷を辿つてみることにしたい。

ところで、老中奉書には、返札・無判奉書・切紙奉書を含めた、いわば広義の老中奉書と、それらを除いた狭義の老中奉書とがあるが、以下本稿では、広義に使う場合には「老中奉書」（鉤括弧付老中奉書）とし、鉤括弧の付かない老中奉書（または単に奉書）は狭義を意味するものと

する。

一 毛利氏宛老中発給文書の概要

本稿で分析対象とするのは、山口県防府市の財団法人防府毛利報公会（毛利博物館）が所蔵している「毛利家文書」⁽⁹⁾のなかの、萩藩主毛利氏歴代に宛てられた幕府老中発給文書である。毛利氏は、周知のように長門・周防両国に三六万九〇〇〇石を領した外様の大名であり、毛利秀就を初代藩主とする。本稿では初代秀就から五代吉元までを対象とするが、まずはこの間の毛利氏の略系譜を次に記しておこう。

【初代秀就】慶長四年（一五九九）十月従五位下・侍従に叙任し、十一月従四位下に昇った。そして、関ヶ原合戦後の慶長五年十月、徳川氏から長門・周防二国の領有を認められ、慶長十三年（一六〇八）九月には將軍秀忠より松平の称号を受け、長門守と称した。寛永三年（一六二六）八月少将に進み、慶安四年（一六五一）正月没、五七歳。

【二代綱広】秀就の四男で、慶安四年二月遺領を継ぎ、承応二年（一六五三）十二月、元服して綱広を名乗り、従四位下・侍従に叙任し、大膳大夫と称した。天和二年（一六八一）一月に致仕し、元禄二年（一六八九）四月没、五一歳。

【三代吉就】綱広の二男で、天和二年（一六八二）二月に襲封、同年四月に元服し、従四位下・侍従に叙任、長門守と称した。元禄七年（一六九四）二月没、二七歳。

【四代吉広】綱広の二男であるが、元禄七年（一六九四）二月吉就の嗣子となり、四月遺領を継ぎ、八月従四位下・侍従に叙任し、大膳大夫と称した。宝永四年（一七〇七）十月没、三五歳。

【五代吉元】長府毛利綱元の長男であるが、宝永三年十二月従四位下となり、翌四年十月吉広の養子となる。同年十一月遺領を継ぎ、侍従に任

じ民部大輔と称した。享保九年（一七二四）八月に長門守と改め、同十六年（一七三一）九月没、五五歳。

次に、対象とする毛利氏宛老中発給文書について、その概要を述べるとともに、様式上の基礎的な確認をしておこう。対象期間の老中発給文書の点数を藩主ごとに示せば、第1表から第5表のようになる。各表を比較すると次のようない点が指摘できよう。すなわち、第1表では、ほどの文書が連署となつており、単署はわずかである。料紙の形態では折紙がほとんどで、堅紙は少ない。第2表になると、単署文書の数が増加しているが、それは特に单署形態の折紙返札・堅紙返札の増えたことによる点が大きい。その一方で、折紙連署奉書の数が激減している。そして第3表では、さらに連署文書は減少し单署文書の割合が高まっている。第4表では、すべて堅紙单署返札であり、それ以外には残存せず点数も少ない。第5表では、連署奉書がわずかにみられるが、単署返札が大部分を占めており、第3表と同様の傾向といえる。⁽¹⁰⁾

また、基本的な様式を確認すれば、次のような。書式について

〔書止文言—発給者署名—宛名書〕をみると、

○折紙の場合には、奉書・返札とも〔恐々謹言—実名・花押—（宛名書なし）〕であり、端裏に〔名字・官途名・実名—殿付〕がある。す

べて单署。

○無判奉書は二点のみである⁽¹¹⁾が、ともに折紙で〔以上—名字・官途名—殿付〕となつていて、二点とも連署。

○書状はすべて折紙であり、〔恐々謹言—名字・官途名・実名・花押—（宛名書なし）〕である。すべて单署。

第1表 毛利秀就宛老中発給文書

形態	折 紙				堅 紙				合計
	奉書	返札	書状	計	奉書	返札	書状	計	
連署	47	87	/	134	/	/	/	/	134
単署	/	1	1	2	9	0	0	9	11
計	47	88	1	136	9	0	0	9	145

第2表 毛利綱広宛老中発給文書

形態	折 紙				堅 紙				合計
	奉書	返札	書状	計	奉書	返札	書状	計	
連署	3	86	/	89	/	/	/	/	89
単署	/	92	3	95	19	47	0	66	161
計	3	178	3	184	19	47	0	66	250

第3表 毛利吉就宛老中発給文書

形態	折 紙				堅 紙				合計
	奉書	返札	書状	計	奉書	返札	書状	計	
連署	0	16	/	16	/	/	/	/	16
単署	/	85	1	86	0	0	0	0	86
計	0	101	1	102	0	0	0	0	102

第4表 毛利吉広宛老中発給文書

形態	折 紙				堅 紙				合計
	奉書	返札	書状	計	奉書	返札	書状	計	
連署	0	0	/	0	/	/	/	/	0
単署	/	0	0	0	0	14	0	14	14
計	0	0	0	0	0	14	0	14	14

第5表 毛利吉元宛老中発給文書

形態	折 紙					堅 紙					合計
	奉書	返札	無判	書状	計	奉書	返札	書状	計		
連署	2	33	2	/	37	/	/	/	/	37	
単署	/	196	0	0	196	0	5	0	5	201	
計	2	229	2	0	233	0	5	0	5	238	

第6表 毛利秀就宛連署奉書の内容

No.	年	月	日	書出	書止	脇付	発給者	(署名順)	内容	形態
1										
2	(慶長二〇)	閏五	一三	急度申入候	恐々謹言		酒井忠世・土井利勝・安藤重信	本多正純・安藤直次	領分朱印状交付につき家来出頭命令	
3	(元和二)	六	一四	急度申入候	恐々謹言		酒井忠世・土井利勝・安藤重信	酒井忠世・土井利勝・安藤重信	分国中居城以外の城破却命令	
4	(元和八カ)	七	二五	大納言様河越	恐々謹言	人々御中	酒井忠世・土井利勝・安藤重信	酒井忠世・土井利勝・安藤重信	上命令	
5	(元和九)	八	二	就将軍宣下	恐々謹言		酒井忠世・土井利勝	酒井忠世・土井利勝	大納言(家光)河越御成見舞不要通	
6	(寛永六)	閏二	三	急度令啓上候	恐々謹言		酒井忠世・土井利勝	酒井忠世・土井利勝	家光將軍宣下参内につき供奉命令	
7	(寛永六)	閏二	一	一筆致啓上候	恐々謹言		酒井忠世・土井利勝	酒井忠世・土井利勝	家光疱瘡回復につき見舞參勤不要通	
8	(寛永九)	六	二	一筆令啓達候	恐々謹言		酒井忠世・酒井忠勝・内藤忠重・稻葉正勝	酒井忠世・酒井忠勝・内藤忠重・稻葉正勝	家光疱瘡見舞無用通達	
9	(寛永九)	六	五	今度肥後国	人々御中		酒井忠世・土井利勝・内藤忠重・稻葉正勝	酒井忠世・土井利勝・内藤忠重・稻葉正勝	参勤時期の指示	
10	(寛永九)	六	六	今度肥後国	人々御中		内藤忠重・内藤忠重・青山幸成	内藤忠重・内藤忠重・青山幸成	令肥後国仕置につき大坂まで船用意命	
11	(寛永一二)	六	六	明廿五日天氣	恐々謹言		酒井忠世・土井利勝・永井尚政	酒井忠世・土井利勝・永井尚政	令肥後国仕置につき大坂まで船用意命	
12	(寛永一二)	一〇	八	昨日板橋江	恐々謹言		土井利勝・酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋	土井利勝・酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋	明二五日能振舞につき登城命令	
13	(寛永一三)	一一	一〇	御鷹之鶴被遣	恐々謹言		土井利勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛	土井利勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛	昨日板橋で御狩の鹿一頭下賜通達	
14	(寛永一四)	五	二	一筆令啓達候	恐々謹言		酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛	酒井忠勝・松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛	今度参勤の面々五日に登城命令	

44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	正保 三・一一・一〇	萩城坤之方	阿部忠秋・阿部重次・松平信綱	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復
一一・一三	正・二二	九・七	八・二八	正・二七	(慶安四)	正・一六	(慶安四)	慶安 三・閏 一〇・五	慶安 元・六・一五	周防国下松	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	恐々謹言	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次
御鷹之鶴被遣	御用令啓候	恐々謹言	恐々謹言	其方領内	明日御能	其方所勞之通	其方所勞之様	長州萩城二之	長州萩城二之	阿部忠秋・阿部重次・松平信綱	秀就所勞につき医師玄勝派遣通達	萩城二之丸石垣等築直許可	家康三回忌につき輕罪者赦免通達	秀忠遠忌につき輕罪者赦免通達	萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復		
恐々謹言										阿部忠秋・阿部重次	秀就所勞につき医師玄勝派遣通達	萩城二之丸石垣等築直許可	家康三回忌につき輕罪者赦免通達	秀忠遠忌につき輕罪者赦免通達	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復			
松平信綱・阿部忠秋	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次			
御鷹之鶴下賜通達	御用につき明八日四時分登城命令	御鷹之鶴下賜通達	きりしたん唐人渡來につき領内取締命令	領内きりしたん穿鑿命令	明日御能見物のため登城命令	秀就所勞につき医師玄勝派遣通達	萩城二之丸石垣等築直許可	家康三回忌につき輕罪者赦免通達	秀忠遠忌につき輕罪者赦免通達	萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復	許可 萩城坤之方惣構石垣破損につき修復		
折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙		

47	46	45
一一・一二三 一一・二六	御鷹之鶴被遣 一筆令啓候	恐々謹言
一一・一二三 一一・二六	恐々謹言	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次
	松平信綱・阿部忠秋・阿部重次	御鷹之鶴下賜通達
		折紙

○付年号の文書が六点（秀就宛四点・綱広宛二点）あるが、いずれも萩城等の普請許可に関する奉書で、証拠効力を必要とする文書といえる。この六点以外については、すべて無年号である。

これら様式・形態上の特徴は、すでに笠谷氏や大野氏によつて明らかにされているところであり、毛利氏宛の老中発給文書においても異なるところはないといえる。

以下、分析を進めるに当たっては、毛利氏五代のうち、史料の残存が極端に少ない四代吉広を除いて、他の四名宛の「老中奉書」を分析対象としてゆきたい。また、無判奉書は二点しかみられないでの、これも今回は分析の対象から外す。なお、切紙奉書については、対象期間のうちにはみられない。

二 連署奉書とその内容

まず、連署奉書についてみておこう。既にみたように、連署奉書はすべて折紙であった。そして、数量的には初代秀就宛が殆どを占め（五二点中四七点）、以後の発給は極めて少なくなつていった。それでは、秀就宛にどのような内容の連署奉書が発給されたのであろうか。第6表によつて、この点を具体的にみておこう。

表中、原史料に年号が記されているのはNo.27・30・35・36の四点で、これ以外の年号は推定によるものである。この四点はいずれも付年号で

あり、すべて普請の許可を内容としている（因みに、綱広宛の連署奉書三点のうち二点が付年号を有するが、ともに萩城の普請許可を通達したものである）。このように、普請許可の連署奉書に付年号が付されていることは、既に言われていくように、年次の特定を必要とする内容で、証拠書類としての効力を求められた奉書であつたためといえる。⁽¹³⁾

No.1は、発給者名から秀就宛の中で最古の年代の奉書と推測され、No.2～4は二代將軍秀忠期に含まれるものである。そして、No.5以下が三代將軍家光の時代となるが、特にNo.8以下は秀忠が没し家光の親政期に当たる時期である。

さて、表示の連署奉書を一覧すると、寛永九年（一六三二）の熊本藩主加藤氏の改易や同十五年（一六三八）の島原の乱関係の命令、参勤時期の指示、御鷹之鶴下賜通達等々、様々な命令・指示・通達が連署奉書によつて行なわれていた様子が知られる。二代綱広の代には單署の堅紙奉書となつている。

ところが、綱広の代になると、連署奉書は三点しかみられない。その三点は、前述の付年号文書二点のほか、能見物のための登城命令一点である。吉就・吉広宛の連署奉書はみられず、吉元宛にも二点（御鷹之鶴下賜通達および朝鮮信使馳走命令、各一点）のみである。

藤井讓治氏⁽¹⁴⁾は、家光親政期の寛永年間を「老中連署奉書の時代」と規

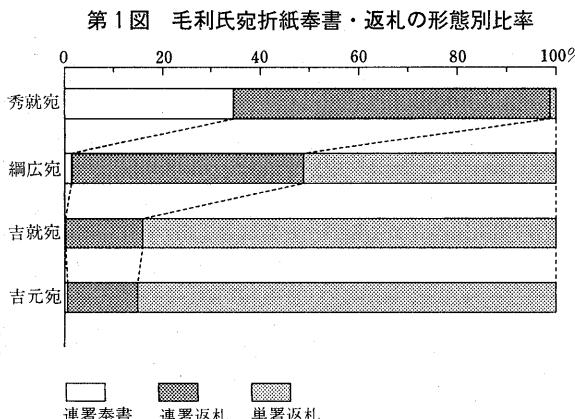
定されているが、秀就の時代に多様な内容の連署奉書が多数残されていることは、毛利氏宛連署奉書からもこれを跡付けうるといえよう。さらに藤井氏は「慶安期を過ぎると、諸大名の江戸留守居を通じて幕府の政策を伝えるための触が成立し、老中連署奉書が持っていた触状としての機能が失われる」とも述べているが、綱広の代になつて連署奉書が急激に減少したのは、まさにこうした状況の反映であろう。綱広が家督を嗣いだのは慶安四年（一六五）であり、偶然、右の転換期と毛利氏の代替りの時期とが重なったため、秀就と綱広との間でこのような明瞭な差異となつて表れたのではないか。なお、数は減つても、折紙で出される奉書は、以後においても連署の形態は守られている。

三 連署から単署への転換

次に、署名形態の変化、すなわち連署から単署への転換についての検討に移りたい。ここでは、第1～5表に示した老中発給文書のうち書状を除き、また堅紙はすべて単署である点から対象外とし、折紙の奉書・返札によつて分析を進めたい。折紙奉書・返札について、その割合の変化を図示すれば、第1図のようになる。

各期を比較すると、既に指摘したように、秀就宛から綱広宛、さらに吉就宛へと移るに従い、連署が減り単署が増加している点が改めて確認される。具体的な割合をみると、秀就宛では単署は僅か一点（七パーセント）のみで、連署が九三パーセントを占めるが、綱広宛になると連署は四九パーセントに減少し、単署が五一パーセントに上昇している。次いで吉就宛になると、連署はさらに減少し一六パーセントほどになり、単署が八四パーセントと大多数を占めるようになる。

このように、連署中心の形態から単署形態の増大という変化は、綱広の時代に顕著となり、吉就の時代には更に進行したといえる。そこで、

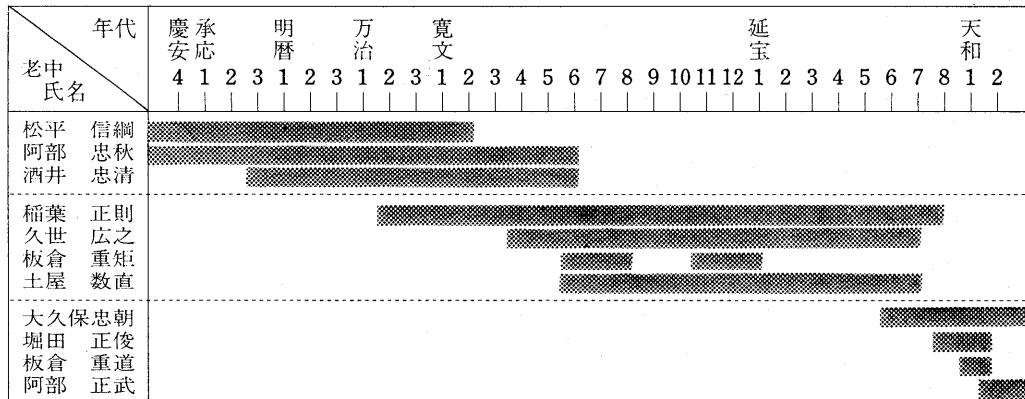


第7表 毛利綱広宛折紙奉書・返札の老中別署名数

老中氏名	合計数	単署:連署	(%)
松平信綱	37	1 : 36	(3 : 97)
阿部忠秋	73	8 : 65	(11 : 89)
酒井忠清	54	0 : 54	(0 : 100)
稻葉正則	102	31 : 71	(30 : 70)
久世直矩	54	30 : 24	(56 : 44)
板倉重矩	23	10 : 13	(43 : 57)
土屋直重	42	24 : 18	(57 : 43)

綱広の時代についてさらに詳しく検討してみたい。綱広が藩主であった期間は、既に述べたように慶安四年（一六五）二月から天和二年（一六八二）二月まであり、四代将軍家綱の在職期間（慶安四年八月～延宝八年五月）とほぼ重なる。この間の幕府老中の在職期間を示したのが第2図であるが、図より綱広藩主時代の幕府老中を、寛文四～六年（一六六四～六六）頃を境に二期に分け（將軍が五代綱吉になつた際の変動については、ここでは対象外とする）、前半期の老中を三代將軍家光時代からの松平信綱・阿部忠秋および承応二年（一六五三）就任の酒井忠清、万治元年（一六五八）就任の稻葉正則の四名、後半期を稻葉正則・

第2図 毛利綱広藩主期の幕府老中 在職期間



註 この期間には、他に松平乗寿・阿部正能・土井利房・戸田忠昌が在職しているが、毛利氏宛発給文書には登場しないので省略した。

久世広之・板倉重矩
・土屋数直の四名と
捉えてみよう。
この七名の老中に

限り、彼らの署名し
た綱広宛折紙奉書・
返札についての単署

連署の割合を示した
のが、第7表であ
る。これによれば、
松平・阿部・酒井の
三名と稲葉以下の四
名とで明らかな相違
がみられる。すなわ
ち、松平・阿部・酒
井の三名では連署が
殆どを占めている
が、稲葉以下四名で
は単署の割合がぐつ
と増加している。前

半期の途中から在職
している稲葉は、久
世・板倉・土屋に比
べや連署の割合が
高くなっているが、
さらに子細にみると

と、松平ら三名との間の連署は五三點あるのに対し、久世ら三名との間
の連署は一八点であり、前者との連署の割合がずっと高いことが知られ
る。要するに、後者の老中グループが形成される寛文四～六年頃を境
に、「老中奉書」の単署化が急速に進んだことが推測されるのである。

「老中奉書」には、前述したように、原則として年号が記されておら
ず、毛利氏宛のものでも内容等から年代推定できるものもあるが、多く
は年代不明である。そのため、残存の「老中奉書」によって連署から單
署への転換時期をこれ以上に絞ることは難しいが、寛文四～六年頃とい
う点から、寛文四年に実施された署名方法の改訂によるものと考えられ
る。すなわち、同年三月二十九日「毎時老臣、瑣碎の事にも連署するを
もて、政務のさまたげ少からず、今より後大事にのみ連署を用ひ、小事
には直月の一人署して行ふべき旨仰下さる」と、大事には連署を用いる
が、小事は単署に切り替える方針が示された。そして、翌四月一日に次
に掲げるような具体的な指示が出されたのであつた。

老中奉書判形之次第、今日被仰出、

連判之奉書

一公家・門跡方、一御連枝方、一参勤伺、一城普請、
一帰国之御礼、一證文、一次飛脚、

右之外ハ、可依時宜也、

一御機嫌伺、一輕進物、一当座之儀、

月番一判之奉書

このように、「老中奉書」の発給形態が、連署（連判）する場合と月
番老中による単署（一判）で済ませる場合とに分けられたのである。同
年以前にも単署文書は発給されているが、この措置によつて単署化が急
速に促進され、これが毛利氏宛「老中奉書」にも反映されたといえる。
そして、単署化の方向は吉就藩主時代（天和二年～元禄七年）にはさら

に進展している。

四 返札の用途とその変遷

次に、連署から单署への転換と関わらせつつ、返札についてみてゆくことにしたい。前掲第1図をみれば、秀就藩主時代にも返札の割合は六五パーセントに及んでいたが、綱広藩主時代になると奉書が激減するため、返札の割合が急増し九八パーセントをも占めるようになり、吉就・吉元の代には更に返札割合が高くなっている。こうして、「老中奉書」はその大半を返札が占めるようになるのである。

返札に関して、まず次の点

に注意しておこう。それは、

秀就宛連署返札の連署者別の

点数みると第8表のよう

なり、数量的に顯著な特徴が

表れる点である。表中、土井

利勝・堀田正盛・松平信綱・

阿部忠秋の連署返札は十月十

三日付で、家光の上洛還御お

よび日光社参を祝つて樽肴を

献上したことへの返札であ

り、寛永十一年（一六三四）

と推定される。もう一点、土

井利勝・酒井忠勝・阿部忠秋

の連署返札は三月二十日付の
帰国御礼であり、年代は確定

できなが寛永十五年以前で、
あることは疑いない。この二点を除く連署返札の殆どは、松平信綱・阿部忠秋・阿部重次の三名連署によるもので、これにこの三名中二名の連署によるものを合わせると、八七点中八五点（九八パーセント）にもなる。松平信綱・阿部忠秋・阿部重次の三名による老中体制が確立するのは寛永十五年十一月のことであり、同年以降において返札の発給量が急速に増加したことを窺わせる。

さらに、单署・連署の別にも注意すると（第1図参照）、綱広藩主時代には单署返札の割合が急増し五一パーセントになり、吉就藩主時代には八四パーセント、吉元藩主時代には八五パーセントに増え、前述した单署文書増加の要因が单署返札の増加にあつた点が改めて確認される。同時に、連署奉書がほとんどられなくなるなかで、連署返札は割合は減りながらも、一定数発給されている点も指摘できる。

こうした点に留意しながら、返札がどのような用途に用いられたのかをみてみよう。秀就・綱広・吉就・吉元宛返札の内容（用途）別点数を示したのが第9表である。秀就藩主時代には单署返札は一点のみであったが、綱広藩主時代になると多くの分野で連署から单署への移行がなされたことがわかる。すなわち、单署に切り替えられた分野としては、月次御機嫌伺の献上品や諸見舞、御内書頂戴御札を始めとする諸御礼などに対する返札が挙げられるが、これらは寛文四年（一六六四）四月に「月番一判之奉書」とされた分野に相当するものである。ただし、見舞のなかでも、将軍への病気見舞に対する返札の場合には、殆ど連署が用いられている。一方、「連判之奉書」を用いるものとされた參勤伺と帰國御札は、綱広藩主時代にもすべて連署が維持されており、加えて年頭・八朔・端午・歳暮の各祝儀に対する返札が挙げられる。

さらに、吉就藩主時代になると、端午・歳暮祝儀に対する返札も单署化され、年頭祝儀・八朔祝儀・參勤伺・帰國御札以外に連署返札が使わ

第8表 毛利秀就宛連署返札の署名者別点数

老中氏名	署名老中	中	○	○	8
土井利勝	○	○	○	○	8
酒井忠勝	○	○	○	○	7
堀田正盛	○	○	○	○	56
松田綱秋	○	○	○	○	1
阿部忠次	○				1
点 数	1	1	56	7	14

第9表 返札の内容別点数

返札内容	秀就宛		綱広宛		吉就宛		吉元宛	
	連署	単署	連署	単署	連署	単署	連署	単署
年 八 端 重 歳	3		7 7 1 1		4 4		7 7	
頭 朔 午 陽 暮				1				
祝 祝 祝 祝 祝								
儀 儀 儀 儀 儀								
参 帰 同 本 丸 移 代 替	勤 國 上 使 者 時 服 御 禮	2 7	* 8 7 3	2	3 4		9 7 1 1	3 4
將軍宣下 同上儀式等終了 領知判物頂戴御礼 御内書頂戴御礼 御鷹之鶴等拝領御礼				11	1	2		3
正月 閏正月 2月 3月 4月	御機嫌伺 御機嫌伺 御機嫌伺 御機嫌伺		5 3 1 2	1 4 3		4 1 1		7 1 8 4 2
閏4月 5月 6月(暑中) 7月 8月	御機嫌伺 御機嫌伺 御機嫌伺 御機嫌伺	1 1 1 1	1 2 2 2	7 4 5		6 4 4		1 4 7 8 7
9月 10月 閏10月 11月 12月(寒中)	御機嫌伺 御機嫌伺 御機嫌伺 御機嫌伺	3 5	1 2 3 7	5 6 6 1		4 4 4 4		7 9 1 9 8
参勤途上 初鶴獻上(9~10月) 塩鶴獻上(9~10月) 表出御祝儀 御成祝	御機嫌伺	3	2	11	11	2 4	9	8 7 4 2
3)								
病気見舞・快気祝儀 火事・地震等見舞 死法参詣 参	14 1 2 2 4		12 3 2 2 2	1 1 2 3 8		1 1 3 6		10 15 25
鷹 殿 諸 諸 諸	狩 不 見 見 見	11 5 4	1	2 4 1 4	7 1 4	2 4 * 13		20 4 7
領内漂着船注進 通達承命他 そ	進 承 他	2			2 2	2	1	1 3
合計	87	1	86	139	16	85	33	201

註) 1) のうち6点、2) のうち41点、3) のうち3点、4) のうち3点は縦紙返札。綱広宛 *印のうち6点は、参勤伺と御機嫌伺を兼ねたもので、吉就宛 *印のうち1点は、御礼と参詣見舞を兼ねたもので、合計には重複分を除いてある。なお、綱広宛の参勤伺のうち1点は参勤延引伺である。

れたのは、領知判物頂戴御礼に対する返札一点のみとなる。このように、連署返札は年頭・八朔の祝儀、および参勤伺・帰国御礼に対する場合の他、いくつかの「重事」に用いられることに限定され、その他の分野に関しては専ら単署へと切り替わったのである。⁽²⁾

ところで、吉元藩主時代には、参勤伺・帰国御礼の返札にも単署がみられる。参勤伺三点の発給者はいずれも戸田忠真であり、帰国御礼四点の発給者は土屋直政と戸田忠真が二点ずつであるが、直政は宝永七年（一七一〇）に、忠真は享保八年（一七二三）に、それぞれ月番・加判を免されている。しかし、両者ともその後も老中の地位には止まつており、これらの返札は、両者が月番加判免除後に発給したものと推測される。

ここに、享保元年（一七一六）の吉宗の将軍宣下の儀終了祝儀に対する返札の文面を紹介すると、「御状令披見候、今度 将軍 宣下相済候段被承之、恐悦之旨尤候、依之被差越使者候、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言」（傍点筆者）とあり、発給者は戸田忠真である。ところが、この件ではもう一点、土屋直政発給の返札があり、それには「御状令披見候、今度 将軍 宣下 御任槐相済候段被承之、恐悦之旨尤候、依之被差越使者候、紙面之趣令承知候、恐々謹言」（傍点筆者）とある。両者の重要な相違点は傍点部分であり、前者は老中全員による合議が行なわれたことを示しており、これが普通の文面である。しかし、後者には「各申談」とではなく、承知した旨のみである。これ以前、既に直政は月番・加判を免除されており、他の老中と合議する必要のない立場で発給された返札であることを、右の文面の違いは表していると思われる。⁽²²⁾

この区別を前提に、直政・忠真の参勤伺・帰国御礼への返札の文面をみると、すべてに「紙面之趣令承知候、恐々謹言」、または「紙面

之趣承届候、恐々謹言」とあり、「各申談」との文言はない。忠真の場合、前述の吉宗将軍宣下の儀終了祝儀に対する返札は、月番老中として発給したものであるが、ここでは直政と同じ立場で発給しているといえる。毛利吉元は享保九年（一七二四）に長門守となるが、忠真単署の参勤伺・帰国御礼への返札はすべて「長門守」宛となつており、忠真が享保八年（一七二三）に月番・加判を免除されて以降の発給であることを示している。

要するに、吉元宛の参勤伺・帰国御礼への単署返札は、合議への参加を免除された老中の発給という特別な事情によるもので、右両件の返札が連署から単署に切り替えられたわけではないのである。

五 緩紙奉書返札について

ここでは、緩紙奉書・返札について検討しておきたい。前述したように、緩紙が用いられる場合には、奉書・返札とも連署はなくすべて単署であり、秀就宛が九点（すべて奉書）、綱広宛が六六点（奉書一九点・返札四七点）、吉広宛が一四点（すべて返札）、吉元宛が八点（すべて返札）残存している。

まず奉書については、秀就宛・綱広宛合わせて二八点残存するが、その内訳は第10表のようになり、大半は登城召状および登城に及ばない旨の通達である。その他の五点のうち、秀就宛の三点は将軍の増上寺参詣への扈從命令、およびその中止通達、老中宅への毛利氏家来の呼び出しである。すなわち、緩紙奉書は、主に登城召関係を中心とした藩主や家来の召喚、およびその不要通達に使われたことができる。

なお、吉就藩主時代以降において緩紙奉書はみられず、返札のみになつている。この背景には、緩紙奉書の主要な用途であつた登城召などの

第10表 墓紙奉書の内訳

内 容	秀就宛	綱広宛
登城命令	4	4
登城不要通達	4	13
その他の	3	2
合 計	9	19

関係に、無判奉書や切紙奉書が用いられるようになつた点があるのではないか。大野氏によれば、土佐藩主山内氏の場合、墓紙奉書の召状は元禄三年（一六九〇）に消滅し、これより早く貞享元年（一六八四）から無判奉書が現れ、切紙奉書については万治元年（一六五八）を初見に、寛文期から急増するという。毛利氏の場合、本稿で扱った期間には無判奉書が二点あるのみで、切紙奉書は残されていない。しかし、七代藩主重就宛に無判奉書一〇点（すべて連署、登城召九点・勤仕命令一点）、単署の切紙奉書三点（すべて御内書交付のための家来登城召）、および家督継承・侍従昇進以前の重就に宛てた連署の切紙奉書三点（登城召二点・老中宅召喚一点）の存在が確認できる。これによつて、登城召等については無判奉書・切紙奉書に切り替えられた様子が窺えよう。

次に、墓紙返札についてみてゆこう。残存する墓紙返札はすべて献上に対する返礼であるが、綱広宛の場合を表示すると第11表のようになる。第9表では初鶴献上以外は諸献上として扱つたが、折紙返札にて知られる月次献上品とを勘案すると、これら墓紙返札の殆どは、月次御機嫌伺などの定例献上に対する返礼といえる。それでは、同じく献上に対する折紙返札との関係はどうなつていたのであろうか。今、明確な判断はできないが、大野氏や鶴田氏が指摘されているような、在国中は折紙返札、在府中は墓紙返札という使い分けが、ここでもなされていたのかも知れない。

第11表 毛利綱広宛墓紙返札による献上品

月	献 上 品	点 数	月次献上品（折紙返札）
2月	鰯5／塩鰯5／鰯塩引5／塩引鰯5	8	2月 御肴1種／塩引鰯5
2月	鰯1折	1	
2月	御肴1種（精進除につき）	1	
5月	鰯1折	1	
6月	御扇子1箱・御肴1種	6	6月 御扇子1箱・御肴1種
6月	鰯1折	1	
8月	御肴1種	5	8月 御肴1種
8月	潮煮之鮑	1	
9月	御肴1種・盤銅2	1	9月 御肴1種
10月	白炭1組・御肴1種	6	10月 白炭・御肴1種
9～10月	初鶴／鶴	6	9～10月 初鶴
11月	御道服3・御肴1種	4	11月 御道服3・御肴1種
11月	御羽織3・御肴1種	3	11月 御羽織3・御肴1種
11月	若君へ御醸作物・御肴1種	1	
12月	鰯1折	1	12月 御肴1種

第12表 折紙返札の書出文言

書出文言	秀就宛		綱広宛		吉就宛		吉元宛	
	連署	単署	連署	単署	連署	単署	連署	単署
御札令拝見候	54			73	81			
御状令拝見候	17					8	83	
御状令披見候		1					16	
一筆令啓候								187
直ちに用件入	16			13	11	8	2	17
合計	87	1	86	92	16	85	33	196

六 書出文言および付年号文書について

最後に、この他二点ほど気付いたことを述べておきたい。ひとつは書出文言についてであるが、従来この点について触れたものはないようである。書出文言の場合、以下にみるよう書止文言（「恐々謹言」）の

よう定まった形式があるわけではないが、書札礼上の留意点として指摘しておきたい。

連署奉書の場合を秀就宛についてみると（前掲第6表参照）、一三点に「態申入候」「急度申入候」「急度令啓候」「急度令啓上候」「一筆令啓候」「一筆致啓上候」「一筆令啓達候」「一筆申入候」といった書出文言が使われているが、それ以外の三四点は直接用件に入つておらず、特定の書出文言が用いられているとはいえない。また、堅紙の場合は奉書・返札とも、すべて直ちに用件に入っている。

時代による変化がみられるのは折

紙返札の場合であり、それを第12表に示した。秀就宛の場合、「一筆令啓候」の一点は例外として、⁽²³⁾「御札令拝見候」と「御状令拝見候」との二種が用いられている。『當用書

禮』⁽²⁴⁾（上）によれば、「御札令拝見候」は侍従大名に用いとされている（侍従大名以下一万石以上は「御状令披見候」）。とすれば、寛永三年（一六二六）に少将となつてゐる秀就にはすべて前者が用いられて然るべきであるが、後者も少なからず含まれている。初期にみられた脇付などが寛永十年代後半には消え、外様の大名に対する丁重な姿勢が変化するとの指摘も想起すれば、ある時期前者から後者へと書札礼上の変更があつたものと推測されよう。

綱広宛になると、すべて「御状令拝見候」が使われている。さらに、吉就宛になるとすべて「御状令拝見候」となり、吉元宛も同じである。綱広宛と吉就宛との間で明確な相違がみられるのであり、これも前述の書札礼に従えば、さらに薄化されたといえる。吉就は、秀就・綱広と同じく從四位下・侍従に任じられており、また特に幕府から譴責等を受けたことも知られないでの、この薄化も毛利氏側に原因があつたとは考えられない。四代將軍家綱頃のものとされる『書札』⁽²⁵⁾には、「侍従江奉書」には「御状令披見候」を用いるとあり、ここでも書札が改変されたことを窺わせる。これが、毛利氏の代替りを機に適用されたのかも知れないが、この点も推測の域を出ない。

次に、第二の点は、付年号文書の発給者（老中）の署名順についてである。すなわち、付年号文書とそれ以外の連署文書の署名順に違いがみられるのである。具体的な事例を示そう。

〔史料1〕

以上

萩城坤之方惣構之石垣武ヶ所、破損ニ付而修復之事、絵図之通、得其意候、如元可有普請候、恐々謹言、

正保三丙

松平伊豆守

信綱（花押）

十一月十日

阿部対馬守

重次（花押）

阿部豊後守

忠秋（花押）

松平長門守殿

〔史料2〕

今年、就

東照大権現三十三回忌、輕罪之輩被成御赦免候、然者、於国々在々所々存其趣、可放免旨被仰出候、雖不及申候此節候間、大科之外者被赦之尤候、恐々謹言、

阿部対馬守

四月廿八日

阿部豊後守

忠秋（花押）

松平伊豆守

信綱（花押）

松平長門守殿

この二点は、ともに秀就宛の松平信綱・阿部忠秋・阿部重次による連署奉書であり、「史料1」には正保三年（一六四六）と年号が付されており、「史料2」は内容から慶安元年（一六四八）と推測される。通常の場合は「史料2」のように連署されているのであるが、付年号文書の場合になると、「史料1」のように松平信綱が日下に署名している。この点は、他の三点についても同様である。

さらに、綱広宛の付年号文書二点についてみると、一点は文書の奥より久世広之・土屋数直・板倉重矩・稻葉正則の順に連署され、もう一点は久世広之・土屋数直・稻葉正則の順に連署されている。そして、綱広

宛の連署返札のうちに右の四名連署の返札が一二点残存しているが、いずれも連署順は文書の奥より稻葉正則・久世広之・土屋数直・板倉重矩の順となっており、三名連署の返札は四点であるが、すべて稻葉正則・久世広之・土屋数直の順となっていて、やはり付年号文書では署名順が異なることが知られる。

しかも、秀就宛の場合は松平信綱、綱広宛の場合は稻葉正則と、通常は最奥に署名する筆頭老中が、付年号文書では日下に署名しているのである。これも書札礼上の形式があつたのかも知れない。

おわりに

以上、本稿では、毛利氏五代に宛てられた「老中奉書」を利用して、近世前期の「老中奉書」発給形態の変化を追ってきたのであるが、その流れを要約すれば次のようになろう。

初代藩主秀就時代の「老中奉書」は、奉書・返札とも折紙・連署が殆どであり、登城召などの限られた用途に堅紙奉書（単署）が用いられたのみであった。しかし、二代藩主綱広の時代になると、奉書の発給は激減するとともに、返札の増加が顕著となつた。

返札については、寛永十五年（一六三八）に松平信綱・阿部忠秋・阿部重次による老中体制が成立した以降において、右三名の連署による返札が急増したことが知られ、以後返札は折紙文書の殆どを占めるようになった。そして、連署の單署化も図られ、寛文四年（一六六四）の署名方法の改訂を機に、急速に单署への転換が進行したと思われる。

こうして、藤井氏のいう「老中連署奉書の時代」が終焉し、「老中奉書」の発給は返札が中心となり、且つ特定の用途を除いて单署形態をとるようになつた。そして、「老中奉書」の主流となつた返札は、笠谷氏の指摘にもあるように、主に儀礼的分野に用いられたのである。この点

に、幕藩間の贈答を中核とする儀礼的関係の確立をみることができるのではないか。

本稿は、残存する毛利氏宛「老中奉書」による分析であり、これをもつて「老中奉書」一般の性格・変遷とするには、なお充分ではなく、さらに他の大名等を事例とした検証を踏まえた、より正確な「老中奉書」の古文書学的位置付けがなされなければならないと考える。その際、書札の検討も不可欠となる。なお、「老中奉書」は公家・門跡や旗本などにも発給されており、「老中奉書」の全体像を究明するにはこの点をも考慮する必要があろう。

〔註〕

- (1) 鎌田永吉「土屋家文書目録解題」(『史料館所蔵史料目録』第一五集、一九六九年)。
- (2) 高木昭作「近世史にも古文書学は必要である」(永原慶一等編『中世・近世の国家と社会』東京大学出版会、一九八六年)。
- (3) 笠谷和比古「老中奉書」(日本歴史学会編『概説古文書学(近世編)』吉川弘文館、一九八九年)。
- (4) 鶴田啓「老中奉書をめぐる古文書学的研究について」(『近世幕府文書の古文書学的研究』平成三年度科学研究費補助金研究成果報告書、一九九二年)。
- (5) 大野充彦「江戸幕府発給文書について」(『土佐藩主山内家歴史資料目録』高知県教育委員会、一九九一年)。
- (6) 註4鶴田論文。
- (7) 山本博文「近世初期の老中奉書と月番制」(東京大学史料編纂所『研究紀要』第二号、一九九二年)。なお、山本氏は折紙連署形態として「老中連署奉書」のみを擧げ、これに返札も含めているが、単署文書を奉書と返札とに分けるのであれば、連署文書にも「老中連署返札」を加うべきではないか。
- (8) この他、旗本(交代寄合)高木氏の川通御用に関する老中奉書を検討した伊藤孝幸「老中奉書の一事例」(『名古屋大學古川総合研究資料館報告』第六号、一九九〇年)、同「老中奉書について」(『古文書研究』第三四号、一九九一年)がある。
- (9) 防府毛利報公会所蔵「毛利家文書」の全容は、『毛利家歴史資料目録・古文書・典籍編』(山口県教育委員会、一九八三年)を参照。
- (10) 「毛利家文書」は、歴代藩主ごとに複数の巻子または冊子仕立てに整理されているが、二代藩主綱広宛として整理された「老中奉書」のなかに、天和元年三月に老中に就任した阿部正武発給の返札が、六月付で三点、十二月付で六点(うち一点は若君への献上)みられる。そして、綱広が没するものが翌年二月であり、この間ほぼ一年間であるから、綱広宛のなかに同じ大膳大夫を称した吉広宛のものが混入していると思われる(阿部正武は宝永元年まで在職)。しかし、これを特定するのは困難であり、分析に当たっては、六月付・十二月付それぞれ一点ずつと、綱広宛と思われる十二月付の若君(徳松)への献上返札一点の三点を綱広宛として数え、他の六点は吉広宛として扱った。ゆえに、吉広宛の一四点には、右の綱広宛のなかに混入したと思われる六点が含まれている。この一四点は、すべて献上に対する堅紙單署返札である。
- なお、西丸老中奉書もあるが、分析の対象からは除外した。
- (11) 註10で述べた点なども含めて、史料の残存上の問題も考慮しなければならない。すべての「老中奉書」が残されているわけではないことは勿論であるが、特に堅紙文書や無判奉書・切紙奉書が少ない点には注意を要する。
- (12) 無判奉書の二点は、ともに吉川左京の召喚命令である。
- (13) 註3笠谷論文・註7山本論文。
- (14) 藤井謙治著『江戸幕府老中制形成過程の研究』(校倉書房、一九九〇年)。
- (15) 「嚴有院殿御実紀」卷二八(『新訂増補国史大系 德川実紀』第四篇)寛文四年三月二十九日条。
- (16) 「柳窓日次記」寛文四年四月一日条。なお「嚴有院殿御実紀」卷二八の

同日条には、「この日老臣に、公家・門跡・一門、并に参觀の請期・城郭修築・就封の謝恩、其外諸券・伝駕の奉書等は連署にて行ひ、御起居を候するか、軽微の物獻るか、其他さしあたりし小事は、直月の一判もて行ふべき旨定らる」とある。

(17) 註7山本論文によれば、单署奉書（返札を含む）の出現は、寛永十一年の老中月番制の確立に伴うもので、同十六年以降増大してゆくが、家綱政権期にはさほど使われなくなるという。

(18) 藤井譲治前掲書第四章第六節、山本博文著『幕藩制の成立と近世の国制』（校倉書房、一九九〇年）第三章第二節。

(19) 寛文四年に、政務の妨げとなること少なからずとの理由で、单署文書への転換が指示された背景に、このような連署返札の増加があつたといえるかも知れない。ただし、山本氏が指摘された单署奉書の動向（註17参照）とも関わる問題であり、毛利氏の場合のみで速断はできない。もっと多くの事例による検証が必要であろう。

(20) その一点は、松平信綱が発給した次の返札である。

上意如此候、恐々謹言、

松平伊豆守

信綱（花押）

四月十三日

松平長門守殿

この書出は、普通の返書の書出とは異なるが、内容は上意をうけての返札であり、明らかに返札といえるものである。

(21) 土佐藩主山内氏の場合にも、同様な変化が指摘されている（大野氏註5）。笠谷氏は註3論文において、返札は「差出者も寛文年間以降は月番老中単独の一判の様式が通例となつてゐる」と述べているが、特定の分野（用途）には依然として連署が維持された点にも注意すべきであろう。

(22) 将軍宣下の儀終了祝儀以外で、月番老中と土屋直政の双方から発給されたものに、同じ享保元年の七代将軍家継死去見舞、および将軍家代替御礼

の終了祝儀に対する返札があり、前者は久世重之と直政、後者は戸田忠真と直政がそれぞれ発給している。なお、將軍家代替祝儀および將軍宣下祝儀そのものの献上に対する返札には、直政以外の老中四名が連署している。月番・加判免除後の直政・忠真が単独で発給した「老中奉書」は、残存する限りでは上述の将軍家代替関連のもの、および参勤伺・帰國御礼に限られている。

序でながら、吉元宛には西丸（家重付）老中安藤対馬守（重行→信賢→信友）の発給奉書も含まれている。安藤は、享保七年に本丸老中となり同九年には西丸老中に転じており、双方の在職中の奉書が残されているが、西丸老中として発給した返札の文面には「…右之趣及言上候、恐々謹言」などとあり、「各申談…」と入っていないので、これにより両者を判別できる。

(23) この一点は、註20に掲げた松平信綱発給の返札である。

(24) 東京大学総合図書館所蔵『當用書禮』（上）。

(25) 註7山本論文。
(26) 内閣文庫所蔵「憲教類典」（三之四）所収（内閣文庫所蔵史籍叢刊29『憲教類典』（3）。

〔付記〕 本稿は、平成三年度科学研究費補助金研究（一般研究B）「近世幕府文書の古文書学的研究」（研究代表者加藤秀幸）による研究成果であり、同研究の成果報告書に「江戸幕府『老中奉書』発給形態の変遷—毛利氏宛『老中奉書』による分析—」と題して報告したものを、加筆・訂正したものである。